

宇都市社会福祉法人地域公益活動推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、宇都市社会福祉法人地域公益活動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、社会福祉法人が、相互に連携・協働して、制度の狭間にある地域の福祉課題に対応し、社会福祉法人に課された公益的な取組み（以下「地域公益活動」という。）を実施する責務を果たすことにより、宇都市の地域福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域公益活動に関すること
- (2) 会員相互の情報交換、研鑽、交流に関すること
- (3) その他、協議会の目的達成に関すること

(会員)

第4条 会員は、協議会の目的に賛同し、宇都市において社会福祉施設等を経営する社会福祉法人とする。

2 会員は、第3条に規定する事業に積極的に取り組むとともに、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

(会費等)

第5条 会員は、別表に定める年会費を納入するものとする。なお、事業実施に必要な経費は別途徴収するものとする。ただし、年度途中の加入の場合も年会費は、同額とする。

2 会員が退会した場合には、既に納入された会費は返還しない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 6名
- (2) 監事 2名

2 運営委員は、会員の中から次の各号の定めるところにより選出し、総会において選任する。

- (1) 高齢者福祉分野 2名
- (2) 障害者福祉分野 2名
- (3) 児童福祉分野 2名

3 協議会に会長1名、副会長1名を置き、運営委員の中から総会において選任する。

4 監事は、総会において選任する。

5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務及び権限)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 3 運営委員は、運営委員会（以下「委員会」という。）を組織し、第10条第2項の業務を遂行する。
 - 4 監事は、協議会の会務及び会計を監査し、総会において報告する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、総会及び委員会とする。
- 2 会議は、会長が招集し議長となる。
 - 3 会議は、総会にあっては会員の、委員会にあっては運営委員の過半数の出席をもつて成立する。なお、委任状による出席も有効とする。
 - 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

- 第9条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上開催する。ただし、会員の過半数の要請があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。
- 2 総会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 事業報告及び決算に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(委員会)

- 第10条 委員会は、運営委員をもって構成し、必要に応じて隨時開催する。
- 2 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画・報告、収支予算・決算、会務の執行に関する事項、その他総会に提案すべき一切の事項
 - (2) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(会計年度)

- 第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務局は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

別表 第 5 条関係

区分	年額
会費	1 法人 5, 000 円